**工場立地法届出の手引き**

**１． 工場立地法とは**

1. 法律の目的

 この法律は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、工場立地に関する準則を公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民福祉に寄与することを目的としている。

1. 届出義務対象業種（以下｢製造業等｣という。）
	1. 製 造 業（物品の加工修理業を含む。）
	2. 電気供給業（水力、地熱、太陽光発電所は除く。）
	3. ガス供給業
	4. 熱供給業
2. 届出の対象となる工場（以下「特定工場」という。）
	1. 敷地面積が 9,000 ㎡以上
	2. 社宅、寮又は病院を除く工場等の建築物の建築面積が 3,000 ㎡以上

（建築基準法施行令第 1 項第 2 号の測定方法による水平投影面積）

* 1. 敷地の増加により敷地面積が 9,000 ㎡以上
	2. 既存建築物の面積増加により建築面積が 3,000 ㎡以上
	3. 既存施設の用途変更により建築面積が 3,000 ㎡以上

◎ 製造業等を営む事業場で、その所有する敷地の面積（自己所有敷地･借地の合計）が 9,000 ㎡以上、又は建築物の水平投影面積の合計が 3,000 ㎡以上のいずれかに該当する場合、その事業場は工場立地法の規定する『特定工場』となり、新設、あるいは増改築等の実施については、事前に届出を提出しなくてはなりません。

**２． 工場立地法の届出について**

1. 新設の届出

特定工場の新設（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。） 　　　 〈法第 6 条第 1 項〉

1. 変更に係る届出
	1. 法施行時に特定工場の設置をしている者、新設工事中の者又は法施行日から90 日経過前(昭和49年6月28 日以前)に新設工事を開始する者が、法施行日から90 日経過した日 (昭和49年6 月29 日)以後最初に行う変更（※軽微なものを除く。）〈一部改正法附則第3 条第1項〉
	2. 第 6 条第 1 項の政令改廃時に特定工場の設置をしている者又は新設工事中の者がその後最初に行う変更（※軽微なものを除く。）〈法第 7 条第 1 項〉
	3. 新設の届出又は①・②の届出をした者がその後行う変更（※軽微なものを除く。）

〈法第 8 条第 1 項〉

|  |
| --- |
| ◎ 特定工場を新たに建築する場合（既にある工場が敷地の買い増しにより要件に該当するような場合を含む。）は、特定工場新設の届出が必要となります。 ◎ 新設届出の提出後に工場の増改築等を実施する場合には、そのつど特定工場変更届出が必要となります。 ただし、その内容が以下に規定する軽微な変更の場合には、届出は必要ありません。 ◎ 特定工場に該当する規模で、昭和 49 年 6 月 28 日に既に設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場等(以下「既存工場」という。）が、昭和49年6月29日以降に変更を行う場合(軽微な場合を除く。）は、特定工場変更の届出が必要となります。 ※ 届出を要しない軽微な変更 1. 生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設の配置の変更を行わない建築面積の変更
2. 生産施設の修繕によるその面積の変更であって、その修繕に伴い増加する面積の合計が 30 ㎡未満のもの
3. 生産施設の撤去
4. 緑地又は緑地以外の環境施設の増加
 |

1. その他の変更
2. 氏名等の変更 〈法第 12 条第 1 項〉
3. 譲渡、借受、相続又は合併による届出者の地位の承継 〈法第 13 条第 3 項〉

◎ 特定工場において、会社名・会社住所に変更があった場合は、氏名等の変更の届出が必要となります。 ただし、会社の代表者名の変更はこれに該当しません。

◎ 特定工場の届出をした者から、当該特定工場を譲り受け、借り受けた場合、又は、特定工場の届出をした者について相続、合併があった場合は、承継の届出が必要となります。

(4) 届出事項

1. 新設届出の場合（⇒様式第１）
	1. 氏名又は名称及び住所
	2. 特定工場の設置場所
	3. 特定工場における製品
	4. 特定工場の敷地面積及び建築面積
	5. 特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設の配置
	6. 特定工場の新設のための工事開始予定日
2. 既存工場の最初の変更届出の場合（⇒様式第２）
	1. ①のハ・二及びホの変更に係る事項
	2. イの変更に係る事項以外の①のハ・二及ホの事項
	3. 変更部分の工事の開始予定日
3. 変更の届出（⇒様式第２）
	1. ①のハ・二及びホの変更に係る事項
	2. 変更部分の工事の開始予定日
	3. 氏名等の変更届出の場合（⇒様式第３）

イ. 氏名等の変更事項

* 1. 地位の承継届出の場合（⇒様式第４）

イ. 地位の承継事項

◎ 特定工場を新設あるいは増設を行う場合は、上記事項について、事前に届出を提出することが必要となります。なお、届出の際は、工場立地法に関する準則で定められた基準を満たさなくてはなりません。

**３． 準則で定められた基準**

(1) 面積比率に関する事項

* 1. 生産施設面積

生産施設の面積の敷地に対する割合は、業種毎に定められた割合以下とする（別表第一）。

* 1. 緑地面積

緑地の面積の敷地面積に対する割合（緑地面積率）は、20%以上とする。

* 1. 環境施設面積

 環境施設（緑地を含む。）面積の敷地面積に対する割合（環境施設面積率）は、25%以上とする。

(2) 配置に関する事項 環境施設の配置

 敷地面積の 15%以上に相当する面積の環境施設を工場敷地内の周辺部に、その地域の生活環境の保持に最も寄与するよう配置するものとする。

◎ 工場立地法に関する準則では、生産施設、緑地、環境施設について、その面積率及び配置に関して基準を設けています。これらの施設の定義は次のようになります。

**４．生産施設、緑地、緑地以外の環境施設及び特別配置施設の定義**

(1) 生産施設の定義

* 1. 製造業における物品の製造工程（加工修理行程を含む。）及び電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程、熱供給業における熱発生工程を形成 する機械又は装置設備が設置される建物

（屋内生産施設）

* 1. ①の製造工程を形成する機械又は装置で、建築物の外に設置されるもの

（屋外生産施設）

 ◎ 生産施設とは、原則的には、建物の中で実際に生産を行っている部分を指します。

 したがって、事務所、倉庫等は、基本的には生産施設には該当しません。その際、壁等で明確に仕切られていることが要件となります。例えば、一つの建物で半分を生産工程、残り半分を製品置場としているような場合で、その間に仕切りがないような場合は、建物全体が生産施設となります。

 また、屋外にある生産施設の面積は、その水平投影面積の外周によって囲まれる面積となります。

 工場立地法の定める準則により、生産施設の敷地面積に対する割合は、業種毎に規定された値以下でなくてはなりません。（⇒別表第一）

 (2) 緑地の定義

　　緑地とは、次に掲げる土地又は施設（建築物その他の施設(以下｢建築物等施設｣という。) に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。

（以下「建築物屋上等緑化施設」という。）とする。

① 樹木が生育する 10 ㎡を超える区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、次の基準のいずれかに適合するもの及び樹冠の面積の大きさからみて、これと同等であると認められるもの。

　　　　ア 10 ㎡当たり高木（成木に達したときの樹高が 4m 以上の樹木をいう。）が1 本以上

　　　　　あること。

イ 20 ㎡当たり高木が 1 本以上及び低木（高木以外の樹木をいう。）が 20 本以上ある

こと。

② 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている 10 ㎡を超える土地又は建築物屋上等緑化施設。

(3) 緑地以外の環境施設の定義

緑地以外の環境施設とは、次に掲げる施設のように供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く）で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとする。

* 1. 噴水、水流、池、その他の修景施設
	2. 屋外運動場
	3. 広場
	4. 屋内運動施設
	5. 教養文化施設
	6. 雨水浸透施設
	7. ①～⑥に掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの。

◎ 緑地以外の環境施設の判断基準は次の４つのうち、１つを満たす必要があります。

・ オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されていること。

・ 一般の用に供するよう管理されること等により、周辺の地域住民等の健康の維持増進又は教養文化の向上が図られること。

・ 災害時の避難場所等となることにより防災対策等が推進されること。

・ 雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られること。

|  |
| --- |
| ◎ 工場立地法の定める準則により、特定工場を設置する場合、その敷地面積に対して緑地面積を 20%以上、環境施設面積を 25%以上設けなくてはなりません。なお、環境施設とは緑地と緑地以外の環境施設を合わせたものです。  したがって、緑地のみで敷地面積の25%以上を満たす場合は、緑地以外の環境施設を設置しなくても準則に適合しますが、緑地が 22%までしか設置できないような場合は、残り 3%を緑地以外の環境施設で充足することになります。  また、周辺環境との調和の観点から、敷地面積の 15%以上に相当する面積の環境施設を工場周辺部に配置しなくてはなりません。  |

**５．届出の要領**

(1) 届出を行う時期

* 1. 新設の届出

 →新設工事着工（造成する場合は造成工事着工）日の前日から 90 日以前

* 1. 既存工場の最初の変更届出及び政令改廃による最初の変更届出

 →変更部分工事着工（造成する場合は造成工事着工）日の前日から 90 日以前

* 1. 氏名等の変更の届出

 →変更後遅滞なく

* 1. 承継の届出

 →承継後遅滞なく

* 1. 実施制限期間の短縮申請

 →審査の結果、内容が相当であると認められるときは、必要に応じ期間の短縮ができる。

◎ 工事の新設又は増設を行う場合には、原則として工事着工（造成する場合は造成工事着工）の90日前まで届出をしなければなりませんが、実施制限期間の短縮申請を行うことにより、その内容が相当であるならば期間の短縮ができます。

 なお、工場立地法届出書が実施制限期間の短縮申請書を兼ねておりますので、別に短縮申請を行う必要はありません。（届出と同時に短縮申請が行われたこととなります。）

◎ 短縮申請が認められた場合は60日間の期間短縮となり、工事着工の30日前まで届出を提出すればよいことになります。

◎ 氏名等の変更届出、承継の届出については、変更に係る事由が発生したならば、遅滞なく、速やかに届出ください。

(2) 届出先 　新庄市商工観光部 商工港湾課 企業立地・商工振興室

 　　　〒996-8501 山形県新庄市沖の町10-37 電話 0233-29-5847

《届出のスキーム》

 　　　届 出

 　　　　特　定　工　場　　　　　　　　　　　　　　　　　　　新庄市

 　　　敷地面積が9,000㎡以上又は

 建築面積が3,000㎡以上

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受理（短縮承認）通知

**６．準則及び届出等を遵守させるための措置**

(1) 勧告

 届出の内容が次の事由に該当する場合は、勧告することができる（届出のあった日から60日以内にしなければならない）。

①特定工場の新設等によってその周辺の地域における工場又は事業場の立地条件が著しく

悪化するおそれがあると認められるとき。

②当該地域の自然条件又は立地条件からみて、当該場所を他の業種の製造業等の用に供す

ることとすることが国民経済上きわめて適切なものであると認められるとき。

③生産施設の面積等に係る届出の内容が工場立地に関する準則に適合せず、特定工場の周

辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

 (2) 変更命令

(1) の③に係る勧告を受けた者が、その勧告に従わない場合において放置すれば勧告の際におそれていた事態が現実に生じると認められ、かつ、その事態を除去することがきわめて困難となると認められるときは、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。

（届出のあった日から90日以内にしなければならない。）

(3) 罰則

① 届出義務違反

イ. 新設の届出、既存工場の最初の変更届出、政令改廃による最初の変更届出及び

変更の届出

 ○ 6ｶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

ロ. 氏名等の変更届出及び地位の承継届出

○ 10万円以下の過料

② 実施制限違反

届出を受理された日から90日を経過する以前において新設工場等に着工した場合

○ 3ｶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

③ 変更命令違反

○ 6ｶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

◎ 工場立地法の準則及び届出等を遵守させる措置として、勧告及び変更命令をすることができるものとされています。

 なお、届出義務等に違反した場合は罰則の適用があります。

1. **届出書提出部数**

|  |
| --- |
| ◎ 届出書の宛て先・提出部数については以下のとおりです。  　　　宛 て 先：新庄市長 あて 提出部数：正1部（控えが必要な場合はもう1部作成して下さい。）  |

**８．届出の際の特例措置について**

* 1. 工業集合地に設置する場合の特例 〈法第4条第1項第3号ロ、準則第6条〉

従来からの事業活動の過程で一団の土地に複数の工場が集中して立地している工業集合で、認定要件に該当する場合は、各工場の固有の敷地面積、緑地面積及び環境施設面積は次の算式で算定することができる。つまり隣接緑地等の一定の面積を、固有の敷地面積等に加算できる。

 《認定要件》

①工業集合地の要件

 ・製造業等に係る2以上の工場又は事業所が集中して立地していること。

 　　・物理的に一連の土地であるほか、道路、川等により分断されていても一体性をもった土地

に工業等が立地していること。

②隣接緑地等の要件

 ・工業集合地に隣接していること。

 　　・物理的に一連の土地であるほか、道路、川等により分断されていても一体性をもった土地

に緑地等が整備されていること。

 　　・工業集合地の形成に伴って、緑地等が計画的に整備されるとともに、良好な状態で維持管理されること。

③周辺生活環境の改善への寄与

 　　・住居等との遮断効果を有する緑地又は環境施設が計画的に整備されることにより、周辺の地域の生活環境の改善に寄与すると認められること。

④事業者による一部費用負担の原則

 　　 ・隣接緑地等の整備に要する費用は、原則として工業集合地に工場等を設置（新たに設置する場合も含む)しており、工業集合地特例の適用を受けようとする事業者が負担すること。

《算式》

* + 1. 当該工場の計算上の敷地面積（ Ａ ）

 ＝当該工場等の敷地面積＋隣接緑地等の面積

 ×(隣接緑地等の整備につき当該工場等を設置する者が負担する費用／隣接緑地等の整備につき工場集合地に工場等を設置する者が負担する費用の総額)

* + 1. 当該工場の計算上の緑地面積

 　＝当該工場等の緑地面積＋隣接緑地等のうち緑地の面積

 ×（隣接緑地等の整備につき当該工場等を設置する者が負担する費用／隣接緑地等の整備につき工場集合地に工場等を設置する者が負担する費用の総額）

* + 1. 当該工場の計算上の環境施設面積 （ Ｃ ）

 ＝当該工場等の環境施設面積＋隣接緑地等のうち環境施設の面積

 ×（隣接緑地等の整備につき当該工場等を設置する者が負担する費用／隣接緑地等の整備につき工場集合地に工場等を設置する者が負担する費用の総額）

 ①・②・③より

 ・生産施設面積率 ＝ 当該工場の固有の敷地内の生産施設面積／（ Ａ ）

 ・緑 地 面 積 率 ＝ （ Ｂ ）／（ Ａ ）

 ・環境施設面積率 ＝ （ Ｃ ）／（ Ａ ）

* 1. 既存工場が生産施設の面積を変更（減少を除く。）する場合の増設できる範囲及び生産施設の増加に伴い設置すべき緑地等の面積。

〈法附則第3条第1項の届出の場合〉

昭和49年6月28日時点で既にある工場、事業場において、昭和49年6月29日以後に生産施設の増設やスクラップ＆ビルドが行われるとき、準則第1条、第2条、第3条で規定した新設工場に適用される生産施設面積率の準則等の適用方法については、次の算式によるものとする。

* 1. 増設できる生産施設の面積

 ≦ 生産施設準則値×(敷地面積－(既存生産施設面積／(生産施設準則値×既存生産施設用敷地計算係数))

* 1. 生産施設の増設に伴い設置すべき緑地の面積

 ≦ (増設する生産施設面積／生産施設準則値)×(0.2－(既存緑地面積／敷地面積))

* 1. 生産施設の増設に伴い設置すべき環境施設の面積

 ≦ (増設する生産施設面積／生産施設準則値)×(0.25－(既存緑地面積／敷地面積))

 なお、生産施設準則値、既存生産施設用敷地面積計算係数は別表第一、第二による。

◎ 既存工場におけるスクラップ＆ビルドを行う場合は、上記のとおり工場立地に関する準則に従いビルド面積に応じた緑地等を確保する必要があります。

 しかし、ビルド面積に応じた緑地を確保できなくても、次の(1)、(2)のいずれの要件とも満たし、周囲への環境負荷が軽減される場合には、ビルド面積がスクラップ面積を超えない部分で建替えが可能となります。

 《要件》

(1) 対象工場要件…･･以下の①かつ②に該当すること。

①老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、建替えにより景観が向上

する等周辺地域における生活環境の保全に資する見通しがあること。

②建替え後に緑地の整備に最大限の努力をして緑地面積又は環境施設面積が一定量改善さ

れること。

(2) 生活環境保全要件…･･以下の①～③の内いずれか1つに該当すること。

* + - 1. 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築、更新。
			2. 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等周辺生活環境に配慮したレイアウトに変更。
			3. 工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと。

 　なお、要件、計算方法等の詳細については、5.に記載の届出先あてご照会ください。

別表第一〔第一条及び（備考）関係〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 業 種 の 区 分 | 敷地面積に対する生産施設の面積の割合  |
| 第１種 | 化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業  | １００分の３０  |
| 第２種 | 製材業・木製品製造業（一般製材業を除く。）、造作材・合板・建築用組立材料製造業（繊維板製造業を除く。）及び非鉄金属鋳物製造業  | １００分の３５  |
| 第３種 | 一般製材業及び伸鉄業  | １００分の４０  |
| 第４種 | 窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、農業用機械製造業（農業用器具製造業を除く。）及び繊維機械製造業  | １００分の４５  |
| 第５種 | 綱管製造業及び電気供給業  | １００分の５０  |
| 第６種 | でんぷん製造業、冷間ロール成型形綱製造業、建設機械・鉱山機械製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業  | １００分の５５  |
| 第７種 | 石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業  | １００分の６０  |
| 第８種 | その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業  | １００分の６５  |

別表第二〔（備考）関係〕

|  |  |
| --- | --- |
| 業 種 の 区 分  | 既存生産施設用敷地計算係数  |
| １  | 他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業  | １.２  |
| ２  | 化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業（清酒製造業を除く。）、動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業（ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（コークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業（可鍛鋳鉄製造業を除く。）、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ250ｍ以上の船台又はドックを有するものに限る。）、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業  | １.３  |
| ３  | 有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、コークス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業（機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。）、はん用機械器具製造業（動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）を除く。）、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業（配線器具・配線附属品製造業を除く。）、産業用電気機械器具製造業及び船用機関製造業  | １.４  |
| ４  | ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次製錬・精製業  | １.５  |